

第172回国立市情報公開及び個人情報保護審議会

日時 令和4年6月30日 午前10時から

会場 市役所2階 国立市議会委員会室

出席者 委員 石居 人也 委員 岸 敦子 委員 関口 八千代
委員 中川 律 委員 中村 英示
事務局 情報管理課長 吉田 公一 情報管理課文書法制係長 稲山 愛
情報管理課文書法制係主査 田口 陽平
説明者 職員課長 中道 洋平 職員課給与厚生係長 伊佐 健太郎
職員課給与厚生係主任 川上 星子
情報管理課長 吉田 公一 情報管理課文書法制係長 稲山 愛

【石居会長】 それでは、定刻になりましたので、第172回の国立市情報公開及び個人情報保護審議会を始めたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、資料の確認からお願いいたします。

【事務局】 (資料確認)

【石居会長】 ありがとうございます。

では、早速、議事のほうに入りたいと思います。

まずは、諮問事項ということになりますけれども……。

【事務局】 会長、恐れ入ります、始まる前に人事の紹介だけ。

【石居会長】 では、すいません、この4月1日付で人事異動がありまして、課長が交代になっておりますので、御挨拶をお願いいたします。

【情報管理課長】 改めまして、おはようございます。本日はお忙しい中、また、お暑い中、御出席を賜りましてありがとうございます。4月1日から着任をさせていただきました情報管理課長、吉田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

従前は、健康増進課の関係、国保の関係で諮問させていただき、御審議、ご答申をいただきましたことに、改めましてこの場をお借りしまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、今年、保護法の改正に伴って、個人情報の法を施行するための条例の制定ということで、私もまだ無知なところもございますが、どうぞ委員の皆様にご指導、御鞭撻をいただきながら、御活発な御議論をいただき、策定に向け頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

では、改めて諮問事項に入りたいと思いますので、まずは、担当課の御説明をお願いします。

【事務局】 本日はオンラインで中村委員が御参加されておりますので、皆様、発声を大きめでお願いたします。よろしくお願いいたします。

【中村委員】 よろしくお願いたします。

【石居会長】 よろしくお願いたします。

それでは、諮問事項の(1)ということになりますけれども、「職員のストレスチェックをWebで行う業務委託の実施に伴う電子計算組織を利用した個人情報ファイルの作成について」ということで、

担当課の皆様から、まずは御説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(説明者入室)

【職員課長】 (自己紹介)

【給与厚生係長】 (自己紹介)

【給与厚生係主任】 (自己紹介)

【石居会長】 よろしくお願ひいたします。

【給与厚生係長】 それでは、私のほうから御説明をさせていただければと思います。まず、資料 No. 1-2 を御覧いただければと思います。「ストレスチェックを Web 上で行うに当たっての個人情報取扱いについて」でございます。

まず、第 1 の概要でございますが、平成 26 年から労働安全衛生法の一部が改正されまして、平成 27 年より医師・保健師などによる心理的な負担の程度を把握するための検査、いわゆるストレスチェックを毎年度実施することが事業者の義務となっております。国立市でも、東京メンタルヘルズ株式会社へ委託し、実施してきたというところでございます。

今年度は、職員の利便性、職員課の収集事務の負荷を考慮しまして、これまで常勤職員、会計年度任用職員ともに質問事項を紙で配って回答をしてもらうという形式から、常勤職員は Web で回答をもらうという形式に変更したいと思っております。

この受検の流れについては、別紙 1 に記載をさせていただいておりますので、通し番号の 9 ページを御覧いただければと思います。受検の流れとしましては、まず、1 番として、ストレスチェック受検サイトに職員がそれぞれアクセスしまして、ID とパスワードを入力すると。ログイン後、2 の画面が表示されますので、個人情報の確認ですとか、追加のメールアドレスを登録したい人は登録することもできます。パスワードを初期設定から変更したいという人は、変更することもできるというようになっております。

(パスワードに係る説明)

次の 10 ページ目ですが、ストレスチェックを開始する際に、この画面が出てきますので、ストレスチェックをスタートする。途中で中断したい人は、3-1 にありますけれども、中断することができる。

最後に、受検が終わりましたら、11 ページの 4 のところになりますが、受検結果が出まして、どんなところにストレスがあるのか等が表示されるというようなイメージになります。

こちらの詳細については、また本編、通し番号の 1 ページに戻りまして、御説明をさせていただければと思います。事業者へ委託をしまして、第 2 の委託の概要になりますが、委託先としましては、東京メンタルヘルズ株式会社を予定しております。その 4 行下になりますが、昨年度の東京メンタルヘルズの Web の実績を記載しております。官公庁でありますと 19 団体、民間企業でありますと 69 団体で Web での実績があるということになります。

こちらの企業につきましては、プライバシーマークを取得しておりまして、その証明としましては、通し番号 13 ページになりますが、プライバシーマークの登録証がございます。

また、I SMS 認証の取得もしておりまして、こちらについても、通し番号 15 ページのとおり、登録証の写しをつけさせていただいております。

そのほか、内部の「情報セキュリティ管理規程」を作成しておりまして、こちらにつきましては 17 ページに資料をつけさせていただいておりますが、これに基づく対策については、後ほど資料本編

の第7に記載をさせていただいておりますので、そちらのほうで御説明をさせていただければと思います。

こちらのサービスの概要になりますが、職場におけるストレスチェックを実施しまして、最終的に高いストレスがあると認められる職員については、カウンセラーとの面談を勧奨するという形になります。

今回、Webストレスチェックの対象者としましては、常勤職員というところになりますので、およそ500人ということを予定しております。ただし、紙で回答したいという希望者などがいた場合には、その方々は紙でストレスチェックをしていただくということを予定しております。

第4の諮問の範囲になりますが、個人情報ファイルの作成についてということになります。ストレスチェックをWebで行うに当たって、東京メンタルヘルス株式会社内のシステムに職員の情報を作成することが、個人情報保護条例第11条の「個人情報ファイルの作成」に該当するため、その取扱いについて諮問をさせていただきます。

次の2ページになりますが、ストレスチェック受検サイトのシステム構成のイメージになります。まず、職員がこのストレスチェック受検サイトへアクセスしまして、質問への回答を行います。受検後、今回のストレス結果は東京メンタルヘルスのサーバーに保管されまして、過去のデータと併せて職員に示されるという形になります。過去のデータというのは、過去のストレス状況はどうだったと。例えば去年と比べて今年はストレスが高まっている、あるいは下がっているみたいな形で比較ができるという形になります。Webでの閲覧可能期間は6か月というところで、東京メンタルヘルスのWebで設定がなっております。

次に、第6、職員情報の流れになります。職員課から東京メンタルヘルスにeメールで職員情報（部署、氏名、eメールアドレスなど）を、職員課で使用している人事給与システムからエクセルに抽出しまして、提供を行うということを考えております。

（セキュリティに係る説明）

次の3ページ目の2ですが、国立市から東京メンタルヘルスに受検者の情報を提供しまして、その後、2番になりますが、東京メンタルヘルスから職員それぞれにeメールで受検の案内を行います。その際にその受検サイトのURL、それからパスワードを付記するという形でお送りしようと思っております。

（IDに係る説明）

送付先としましては、市の業務用のeメールアドレスになります。職員が実際に受検する際には、パスワードが送られたeメールを、個人のパソコンですとかスマートフォンに転送して、自宅で受検することも可能とするようにしたいと考えております。

（パスワードに係る説明）

次に、4ページ目を御覧いただければと思います。実際に職員がストレスチェックを始める際というところになりますけれども、ストレスチェック受検サイトにアクセスしまして、IDとパスワードを入力し、ストレスチェックの質問に回答しまして、結果を受けるという形になります。全て終わりましたら、東京メンタルヘルスは、紙とデータを職員課に提示するという形になります。東京メンタルヘルスからもらうデータとしましては、職員個々の状況のほかにも、係ごと、課ごとでも分析を行いますので、そうした分析のデータをもらうという形になります。

4番ですが、東京メンタルヘルスは、こうした情報を、過去と比較するということがありますので、

3年間保有するという事を考えております。保有の情報につきましては、1番の職員番号からありまして、8番ストレスチェックの回答、9番はストレスチェックの結果、それから10番はストレスチェックの分析の結果、というところを保管するという事を予定しております。

次に、5ページ目になりますが、情報セキュリティ対策になります。こちらにつきましては、想定されるリスクと対応措置ということを記載させていただいております。

(セキュリティに係る説明)

2つ目としまして、個人情報を利用されるリスクでございます。この目的外利用につきましては、当市と、それから東京メンタルヘルスとの間の契約書の中に、個人情報の保護及び情報セキュリティに関する特約条項を差し込みまして、この第5条で禁止をするという手当てをしたいと思っております。

こちらにつきましては、別紙、通し番号で言うと47ページになりますが、こちらの第5条になります。こちらの第5条で、「目的外利用の利用又は提供の禁止」ということで、この第5条で手当てを行うという形になります。

通し番号の6ページにお戻りいただければと思います。不正に複写・社外に持ち出されるリスクでございます。

(セキュリティに係る説明)

こちらの資料についての説明は以上になります。

【石居会長】 ありがとうございます。

それでは、御説明に対して、御質問や御意見などを順に出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

【関口委員】 関口と申します。よろしく申し上げます。

まず、今回新しく電子ファイルを作成して保管するサーバー、東京メンタルヘルス株式会社というところは毎年度とおっしゃっているので、紙で調査をする、以前からもこちらに委託されていたということでしょうか。

【給与厚生係長】 はい。おっしゃるとおり、紙の時代からこちらに委託をさせていただいております。平成27年の実施のときから、こちらの業者を利用させていただいているような形になります。

【関口委員】 承知しました。今回から電子に、サーバー経由のWebサイトに切り替えるということで、今回の諮問だと思っておりますけれども、過去のデータ、紙のデータというのは、東京メンタルヘルスでは保管されているのか、それとも国立市のみで保管されているのかというのは？

【給与厚生係長】 紙のデータについては、業者で保管をしているという形になります。国立市においても、労働安全衛生法で事業者としての保管が義務づけられておりますので、その法に基づいて保管をしているというところはございます。

【関口委員】 では、電子か紙かはともかく、過去から個人情報はお預けになっているということでしょうか。

【給与厚生係長】 はい。

【関口委員】 分かりました。では、システムで、今回Webに切り替えることによって、職員の皆さんは過去の回答との比較も含めて回答が参照できるということですが、これは、紙の時代からの過去のデータも見られるようになるということですね。

【給与厚生係長】 おっしゃるとおりでございます。

【関口委員】 分かりました。

そうしますと、今回Webに切り替えることによって、東京メンタルヘルスさんから、送った職員番号に基づいて各自のIDが発行されると思うのですが、これは、今回も紙での調査を希望される方も含めて、全員分のIDが発行されるということですか。

【給与厚生係長】 原則としましては、常勤職員につきまして全員分を発行するという形を予定しています。ただし、送られてきた後、何らかの事情があって紙でやりたいという方は、それは紙に切り替えて行うということを予定しております。

【関口委員】 なるほど。そうですね。今回ストレスチェックの結果ということなので、少し機密、機微性が高い情報も含まれるかなと思うのですが、個人のIDは個人の各自の情報しか見られなくて、全員分とかは見られないとはいいいながら、過去の情報も参照できるとなると、少し重要かなと思っていて、かつ、紙でしかやってない方は、割とそのIDのことを忘れてしまったりとか、ID管理がおろそかになってしまったりするのではないかと。この使われていないIDが悪用されないようにというのは、きちんと管理する必要があるかなと思っています。

これは、東京メンタルヘルスさんのほうでログの管理でしたりとか、不正アクセスの管理をされていると思うので、恐らく問題ないとは思いますが、使っていない方の分もIDが発行されるのであれば、そういう形で、基本的にはアクセスが一定期間ない場合はロックされるとか、パスワードリセットされるとかいう機能があると望ましいと思うのですが、そこは少し先方のシステム次第かなと思うので、可能であれば御確認されたほうが、より安全かもしれません。

【給与厚生係長】 確認するようにいたします。

【関口委員】 (パスワードに係る指摘)

【給与厚生係長】 (パスワードに係る指摘に対する回答)

【関口委員】 そうですね。

【給与厚生係長】 ここは運用で手当てをしたいとは思っております。

【関口委員】 そうですね。入力するまでデータが入りませんというのだったら、空の状態だったらそんなに、多少緩くてもいいかなと思ったのですが、過去のデータも参照ができてしまう、初期の段階からというところ……。

【給与厚生係主任】 すいません、初期の段階からの参照はできないです。過去のデータというのは、全体の結果を、11ページ目の真ん中の図、少し見にくい図で申し訳ないのですが、レーダー状になっているものがあると思いますが、この点線で去年の結果はこうだったというのが見られるので……。

【関口委員】 1回分を回答しないと見られないという感じですかね。

【給与厚生係主任】 そうですね。見られないです。

【関口委員】 なるほど。でも、適当に回答したら見られてしまうというのがありますね、人のID・パスワードを盗んで。なので、職員の皆さんに注意喚起を促すとかでも、十分効果はあるかなと思うのですが。

【石居会長】 そういったところはあったほうがいいかなと……。

【関口委員】 思いました。そこが少し一番気になったので……。

【職員課長】 (パスワードに係る説明)

【関口委員】 そのほうがよろしいかと思ます。

あと、もう1点。すいません、長くなってしまって。今回、職員課のところ、人事給与システムから抽出したデータをエクセルに落として、eメールで送るということですけど、国立市のシステムから個人情報を抽出して、eメール等のインターネット環境で外部に送るという運用というのは、ほかでも一般的にやられている運用でしょうか。他の課は分からないですかね。eメールの通信時のリスクについてはちゃんとリスク分析をして、通信中に盗聴とかされないよみたいな分析をしていただいていたと思うんですけど、多分、インターネットと隔離されたシステムから持ってきてとなると、持ってくるUSBだったり、あとは、持ってきて送るために保管した国立市のPCもあつたり、そこから、これ、メールサーバーにも情報は残るので、そういうところが全部ちゃんとケアできているかというのは……。

【給与厚生係長】 そこにつきましては、すいません、こちらに記載が漏れていたのですけれども、メール送信後にはデータは即時削除するというような形で運用したいと思っております。

【関口委員】 承知しました。ありがとうございます。

以上です。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【岸委員】 東京メンタルヘルスさんが3年間、回答情報を保有するというので書いてあるんですけど、これ、3年経過したら何か、例えばサーバーから削除するとか、何かそういう作業をなさるということになるのでしょうか。

【給与厚生係長】 3年経過したら削除をしてもらいたいという形を取りたいと思っております。3年としておりますのは、職員が外に派遣で出るということもあつたりしまして、そうした場合に、直近1年分だと過去のデータと比較できない可能性がありますので、3年分を保管しておきたいということでございます。

【岸委員】 ちなみに、3年経過したら削除するというのは、その契約条項には特に入っていないということでしょうか。

【給与厚生係長】 契約書の中に仕様書を差し込みまして、「3年経過したら削除すること」というような文言を、仕様書の中で記載していきたいと思ます。

【岸委員】 すいません、仕様書って、その契約書の何か別紙みたいな感じの……。

【給与厚生係長】 契約書の別紙みたいな形で。

【岸委員】 では、この特約条項は東京メンタルヘルスさんとの契約全てではもちろんないということなのですね。

【給与厚生係長】 そうです。

【岸委員】 こっちには書いていなかったの。外部に委託するとき一般的に……。

【給与厚生係長】 基本的に差し込むものになるのですが、ここで手当てし切れていない部分というのがありますので、そこをさらに手当てするための仕様書というのを別に差し込んで、契約をしたいと思っております。

【岸委員】 ありがとうございます。

【職員課長】 少し補足ですが、例えば一般的に言うと、その廃棄も、事業者任せで廃棄というお願いしっ放しではなくて、きちんと廃棄しましたよという証明書をいただくような形で対応できればと思っております。いただいた御意見を踏まえて、仕様書のほうに差し込みたいと思ます。

【岸委員】 ありがとうございます。

【石居会長】 中村委員、お待たせしました。お願いします。

【中村委員】 私の質問も、今の岸委員と同じ質問だったのです。3年たったらどうなるのですかという質問と、あと、そのデータの廃棄をしたことについては報告をしてもらおうという仕組みになっているのでしょうか。

【給与厚生係長】 そのように仕様書の中で手当てをして、契約を締結したいと思っております。

【中村委員】 以上です。ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 諮問の範囲について質問したいのですが、今回、新たに個人情報ファイルの作成をすることになるため、第11条の諮問ということなのですが、先ほど関口委員から御質問がありましたが、以前から委託されていたというようなことで、以前は、電子計算組織を用いた個人情報ファイルの作成というのは、向こうの会社さんにはなかったということなのですか。

【給与厚生係長】 そうですね。以前はこのようなWebを使つての形はなかったということです。

【中川委員】 Webを使うというふうな形ではなくても、例えば紙で集めたものを業者が手作業で入力したり、あるいは、回答用紙は何かあれですか、マークシートみたいなやつですかね。

【給与厚生係長】 マークシートみたいな形です。

【中川委員】 マークシートだと、それを機械に読み取らせて、コンピューター上で処理して、過去のものと比較できるようにするなどの処理が行われていたのではないかと想像するのですが、そのようなことは、以前はなかったということなのですか。

【給与厚生係長】 そうですね……。

【中川委員】 質問の趣旨としては、以前そういうことがあるのであれば、もしかしたら既に11条の諮問がされていて、今回新たに個人情報ファイルの作成の仕方が変更になったので諮問し直すというふうな形の諮問なのか、それとも全く新規に作成するという話なのか、どちらなのでしょうということなのですか。

【給与厚生係長】 完全な新規という形です。

【中川委員】 そうですか。以前は作られていなかったのですかね、それは。何かあったのではないかとこの気もするのですが。

【関口委員】 もしかしたら匿名化というか、個人が分からないような形で見ていたのかもしれないです、少し分からないですけど、そこまで。

【中川委員】 少しその辺り、今後のほかの運用も含めて確認いただければと思います。

【給与厚生係長】 分かりました。

【中川委員】 あと、もう1つ諮問の範囲についてなんですけども、今回、11条による諮問というようなことなのですが、12条の第1項で、「実施機関は、電子計算組織を利用する個人情報については、実施機関以外のものと情報伝達システムを利用して有機的にこれを結合し、又はその他の手段により自動的に個人情報を提供してはならない。ただし、審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認め、規則で定めるときは、この限りでない」というふうに定められているのですが、ここで言うところの「電子計算組織を利用する個人情報」について、他の手段により自動的に個人情報を提供するというふうなことには当たらないという……。

【給与厚生係長】 ないと考えております。

【中川委員】 それはどうしてなのかというようなことを御説明いただきたいのですが。

【給与厚生係長】 こちらにつきましては、基本的には、職員の使うものというのは、職員のパソコンなどを使って回答するという形にはなるのですが、回答してその結果を見に行くというところのみになりますので、そこには当たらないと考えているところでございます。

【中川委員】 自動的に個人情報をWebを通して提供するというようなことになると思うのですが、それには当たらない？当たらない理由を説明していただければいいのですが、少し今の説明だとよく分からなかったのですが。

【事務局】 すみません、少し事務局から補足させていただきますが、今回のストレスチェックのシステムですけど、事業者のほうに委託して行うということで、委託するということが自体は市が実施主体、実施主体は市の事業ですので、市からどこか別の機関にデータを送信するというわけではないということで、12条のほうには当たらないと考えております。

あと、職員のほうがストレスチェックの結果を受け取るときも、市のほうにその情報が提供されるわけではなく、職員のほうからサイトにアクセスして自分で見に行くという形を取っていますので、同じく継続して提供するような結合には当たらないというふうに判断して、12条の諮問には当たらないと考えております。

【中川委員】 分かりました。以前もそのような説明を受けたことがあると思うのですが、個人情報保護処理は変わってしまうので、なかなか詮ないことのような気もするのですが、12条の趣旨というのはそのようなものと理解してよいというふうなことで運用しているというふうなことです。ということは、基本的には、今回の事例を含む委託業務に関しては、国立市内部での個人情報の取扱いというふうな解釈で事務処理をしていると。

【事務局】 はい。

【中川委員】 分かりました。ただ、1点、第12条をさらに素直に読むと、電子計算組織を利用して、個人情報をWeb等あるいは電子メール等を使って収集することの危険性に対処しようというふうな趣旨の規定に読めますので、少しその辺り、委託業務だから、組織内部の個人情報利用として12条の適用は除外されるというふうな運用の是非について、少し御検討いただいてもいいのかなと思いました。

以上です。

【石居会長】 ありがとうございます。

すみません、私から少し確認させていただきたいのですが、1つは物すごく基本的なことなのですが、このストレスチェックは、ID・パスワードが付与された職員の方は基本的には受検しなければいけない、本人の意思で受けないという選択はできるのでしょうか。

【給与厚生係主任】 できます。こちらは実施をする義務があるのですが、受検については主に任意の受検になりますから、できます。

【石居会長】 分かりました。それと、もう1つは4ページのところで、もしかしたら少し説明を聞き漏らしてしまったかもしれないのですが、3の米印のところで、メンタルヘルスは職員課に紙とデータをメールで提出するというふうに御説明があったのですが、ここでの提出される情報というのはどういった内容のものになるのかということをお伺いしたいと思います。

【給与厚生係長】 こちらは、まず、係・課ごとの分析ですね、そうしたものの提供を受けるところになります。そのほかは……。

【給与厚生係主任】 紙では、中間分析の結果として、課ごと、部ごと、係ごとということで、個人が特定されないような集計の方法で回答を頂いております。データでは、ストレスチェックの実施者のみが閲覧できることになっているのですけれども、個人の結果の一覧表みたいなものをエクセルで作られたものを頂いております。

【石居会長】 実施者というのは……。

【給与厚生係主任】 実施者は、産業医と私、職員課の保健師と東京メンタルヘルスの三者で共同実施になっております。

【石居会長】 なるほど。分かりました。そうすると、個人が特定されるという形にはならず、その分析結果を組織として有効に活用するための最低限の情報に限られているという理解でよろしいですかね。

【給与厚生係主任】 はい。

【石居会長】 分かりました。

【関口委員】 データは、産業医の方が使うというのは、個人が確定できるのでしょうか。

【給与厚生係主任】 そうですね。私が受け取っているのですけれども、そのデータ、産業医の先生は御覧になりたいということであれば、お見せすることはできます。

【関口委員】 個人情報を含むということですね。

【石居会長】 この産業医の方の閲覧に関しては何か、それこそ個別の健康相談に対応するという、目的を限って開示するとか、そういう取決めというのはあるのですか。

【給与厚生係主任】 そうですね。高ストレス者から面談の申入れがあったときに、まず、私のほうから情報を産業医の方に提供するというので承諾を得て、その方のデータだけを取り出して、先生はパソコンとかはお使いにならないので、紙で提示をしました。

【石居会長】 では、御本人の承諾を取るというプロセスが入るということですね。

【給与厚生係主任】 はい。

【石居会長】 分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【関口委員】 よろしいですか。ちょうど私も国立市に戻ってくるデータについて確認させていただこうと思っていたのですが、まさに個人情報が含まれるということなので、国立市では、この戻ってきたデータはどのように安全に保管、管理されているかというのは決められていますか。

【給与厚生係長】 戻ってきたデータは、保健師しか見られないフォルダーに保管をして、ほかの者にアクセス権限がないような状態で保管するという形になりますので、同じ職員課の中でも閲覧できるのは今、給与厚生係主任（保健師）のみという形になります。

【関口委員】 これは保管期限とかはきちんと定めていらっしゃいますか。

【給与厚生係主任】 5年間です。

【関口委員】 こちらは5年なのですね。

【給与厚生係主任】 はい。

【関口委員】 なるほど。多分、やっぴらっしゃるかもしれませんが、第7のセキュリティのリスクアセスメントのところ、通し番号の6ページと7ページでは、東京メンタルヘルスに3年間保管されているデータのリスク分析をされているのですが、同じように、国立市に戻ってきたデータについてもリスク分析をちゃんとされて、安全保管できるかってしたほうがいいと思いますの

で、もしされていないようであれば、運用開始前に追加でしていただきたいと思います。不正に持ち出されるリスクとかは同じことなので。ぜひよろしくをお願いします。

【職員課長】 このこと以外のセキュリティ管理も規定を設けてございまして、当然その紙ベースのものも鍵付きのキャビネット、その鍵に関しても職員課長が保管をした上で、定位置に置いて、保健師に貸し出すような形の運用がなされています。

【関口委員】 そうですね。運用を整備されていれば大丈夫かと思います。ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

では、答申の取りまとめに移りたいと思います。

では、まずは岸委員からお願いします。

【岸委員】 必要性はありますし、対策等を行っておられるということなので、お認めしてよろしいかと思います。

【関口委員】 このことは問題ないと思いますので、お認めしてよろしいかと思います。ぜひ国立市内にある情報についても安全管理をお願いします。

【石居会長】 中村委員、お願いします。

【中村委員】 職員のストレスチェックをWebで行う業務を委託する必要性は非常に高いと思います。そして、その他の情報セキュリティの対策も、お聞きしている限り十分であると思います。相当性も高いと思います。あとは、この3年ないし5年たった後に、その情報をどうやって保管、廃棄するのかという部分についてはルールづくりをしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

【石居会長】 では、中川委員、お願いします。

【中川委員】 お認めして結構だと思います。

【石居会長】 ありがとうございます。

私も、必要性、相当性ともに認められると思いますので、お認めしたいと思います。

今、最後に意見がありました、東京メンタルヘルス側での確実な廃棄をめぐるところと、市の側でルールはあるということですが、安全な情報の管理というところに御留意いただければと思いますので、お認めしたいと思います。今日はどうもありがとうございました。

【職員課長】 ありがとうございました。

【石居会長】 それでは、報告事項に移りたいと思います。

報告事項の(1)個人情報保護制度改正(法移行)に係る検討状況についての御報告ということで、お願いいたします。

【情報管理課長】 こちらの報告につきましては、係長の稲山のほうから、資料2-1に基づきまして説明をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【文書法制係長】 それでは、資料No. 2-1に基づきまして、個人情報保護制度改正(法移行)に係る検討状況について御報告させていただきます。

今回、正式な諮問の前段階としまして、現在の検討状況を委員の先生方に御説明申し上げまして、御意見をいただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料の1ページ目、1番ですが、改正個人情報保護法の目的・趣旨についてですが、こちら、昨年11月の審議会の際に法改正の内容を情報提供させていただいておりますが、法改正の主な目的としましては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立・

強化というものが目的となっております。

2番、改正法の概要についてですが、こちら個人情報保護制度につきましては、従来は、地方公共団体等におきましては、各市などの個人情報保護条例でルールを規定しておりました。ですが、改正後の個人情報保護法については、地方公共団体に法律が直接適用されることとなります。市におきましては、法律の範囲内で、条例による必要最小限の独自の保護措置が許容されることとなります。本日、机上に改正法の条文を配付させていただいております。本日は使用の予定はございませんが、必要に応じて御参照いただければと思います。また、次回以降の審議の際にも、必要に応じて御持参いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして3番、前回、昨年11月の審議会への情報提供後の経過について御説明申し上げます。今年の4月に入りまして、改正法の施行日が正式に令和5年4月1日と定められました。また、同じく4月に、改正法の施行に向けました改正法施行令や改正法施行規則が公布されております。また、改正法の施行に当たって、国のガイドラインなども公表されております。また、国立市におきましては、適宜、個人情報保護委員会、こちら内閣府の外局になりますが、そちらに疑義照会など行って、回答などをいただいております。これらを受けまして、国立市におきましても、改正法の施行に向けた準備を進めているところでございます。

資料の2ページ目を御覧いただければと思います。4番、市における現段階での検討内容についてですが、まず、市の基本的な方針（案）としましては、改正法の範囲内で、個人情報保護とデジタル化の促進のバランスを図る方向で検討していきたいと思っております。個人情報保護としましては、現行の市条例の制度のうち必要なもの、個人情報の保護にとって重要なものについては存続、継続していきたいと考えております。ただし一方、デジタル化の促進という面も無視できない部分だと考えておりますので、現行市条例の制度のうち現状において不適合な部分の見直しを図りたいと考えております。

続きまして、(1)改正法施行後の主な変更点についてです。今回お配りしていないのですが、現在、現行の市の条例と改正法の条文の対照表を作成しております。そちらについては、次回以降、御配付できればと思っております。

改正法施行後の主な変更点につきまして、別紙1、格子のページで、3ページを御覧いただければと思います。現行の国立市個人情報保護条例からの主な変更点、市の検討案でございます。左側、オレンジ色の部分が現行の市条例の内容になっていまして、水色の部分が改正個人情報保護法の施行後の市における対応案などになっております。

主な変更点としましては、まず1つ目、センシティブ情報の取扱いの原則禁止というものが現行の市条例ではございましたが、改正法におきましては、そちらの規定がなくなることとなります。改正法での取扱いとしましては、改正法の規律を超えて、条例で取得や提供等に関する独自の規律を追加すること等は、許容されないとされております。そちらを受けまして、国立市における対応案としましては、まず星印のところですが、新条例でも継続する予定であります「個人情報取扱業務登録簿」というものに、取り扱う要配慮個人情報、また、条例要配慮個人情報、こちらは後ほど御説明申し上げますが、そちらの項目を記載し、その登録を受けて、その結果については審議会に御報告できればと考えております。

2番、個人情報の本人からの直接収集という原則が現行条例ではございましたが、こちら改正法では規定がございません。条例で本人からの直接収集を規定することは許容されないとされております

ので、市の新条例でも、そちらは規定できないと考えております。

続きまして3番、現行の市条例では、個人情報ファイル作成につきましては、審議会への諮問が必要となっております。また、4番、電子計算組織の結合等は原則禁止されておまして、結合等を行う場合には、審議会の諮問が必要とされておりました。こちらの規定につきましては、改正法では規定はございません。条例でオンライン化や電子化を伴う個人情報の取扱いを特に制限することは許容されないとされております。

それを受けまして、国立市での対応案としましては、個人情報保護の観点から、現行の諮問事項の一部を、改正法において許容される範囲で審議会への報告、事後報告としたいと考えております。改正法において許容される範囲というのは、後ほど御説明申し上げます。ただし、デジタル化の促進とのバランスを考慮しまして、報告事項は限定したものにしようと考えております。また、これらに加えて、システムなどの導入前のセキュリティ面等の確認を強化できればと考えております。こちらは情報システムを担当しています部署との調整をした上で、セキュリティ面の確認の強化をしていきたいと思っております。

続きまして5番、個人情報保護審議会への諮問についてですが、現行の市条例では幾つか類型的な諮問がございました。改正法の規定では、専門的な知見に基づく意見を聴くことが「特に必要である」場合に限り、諮問できるとされております。改正法での取扱いとしましては、先ほどのオンライン結合や目的外利用の制限などの個別の案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは、認められないとされております。これらを受けまして、国立市での対応案としましては、①諮問できる場合は、改正法の想定のとおり「特に必要である」場合に限定する予定ではございます。ただし②番、独自の上乗せとしまして、審議会による自発的な審議等の規定を設置しようと思っております。また、③、現行の諮問事項の一部を報告事項とすることを考えております。こちらは、先ほど申し上げましたファイル作成や結合などのほか、目的外利用等の報告についても、今後も継続して審議会の報告事項とできればと思っております。

この審議会への諮問事項について、市のほうで現在受けている意見がございまして、諮問事項として、例えば、個人情報を取り扱うシステムの導入に当たっての事前審議などは、諮問事項とできるのではないかと意見を受けております。また、一定規模の個人情報を取り扱う事務の外部委託の際の事前審議も可能ではないかといった意見も受けておりますが、市としましては、改正法では、個別案件における個人情報の取扱いについて、諮問を要件とすることは認められないとされているため、諮問事項とすることは難しいのではないかと考えております。

続きまして、表の6番のところですが、死者に関する情報ということで、現行の市の条例では、「個人情報」の定義に死者に関する情報が含まれるかどうか明記されておませんが、解釈では含めております。こちらが、改正法の規定では、死者に関する情報は「個人情報」に含まれないとされております。改正法での取扱いとして、条例で独自の定義を置くことは許容されないとされており。これらを受けまして、国立市でも、死者に関する情報については新条例では規定しないことを考えております。

こちらについても、市のほうに少し意見を受けておまして、懸念される事項としまして、死者に関する情報が新法の改正法の対象から除かれてしまうと、死者に関する情報について、個人情報開示請求権から一律に除外されてしまうのではないかと懸念される御意見を受けております。こちらにつきましては、改正法の施行後につきましても、死者に関する情報が、同時に生存する個人、

遺族等に関する情報に該当するような場合につきましては、遺族等からによる個人情報の開示請求が可能とされることになっております。こちらは現行条例でも同じ運用をしておるところなのですが、こういった遺族等による個人情報開示請求が可能な場合がございますので、実質的に特段の影響はないと考えております。

主な変更点は以上となります。こちらの主な変更点につきましては、もう少し詳細を記載した資料を次回、審議会のほうに提出できればと思っております。

では、続きまして、資料の4ページ目を御覧いただければと思います。こちら、改正法の施行に伴いまして、市のほうで制定します条例、国立市個人情報保護法施行条例（素案）の検討内容についてになります。こちらについて御報告いたします。

1番、条例の題名ですが、正式には「国立市個人情報の保護に関する法律施行条例」という、法律を施行するための条例という題名にする予定でございます。

2番、趣旨としましては、今回の改正後の個人情報保護法の施行に関し、必要な事項を定めるものになります。

3番、用語の定義としましては、現行条例では「実施機関」として定めておりましたものを、「市の機関」として定めることとなります。ただし、現行条例で実施機関に含まれていました議会と土地開発公社は含まれないこととなります。議会については、基本的に改正法では地方公共団体の機関の対象から除外されておりまして、議会では、国会や裁判所と同様に、自律的な対応の下、個人情報の取扱いが適切に行われることが期待されているということが理由となっております。また、土地開発公社につきましては、行政機関の規定ではなく、一般の事業者、民間の事業者の規定が適用されることとなっております。

続きまして4番ですが、改正法の規定により、新条例で定める事項についてです。（1）条例で定める必要がある事項としまして、①番、開示請求に係る手数料について定める必要がございます。こちらですが、現行条例と同様に、新条例でも手数料は無料としまして、写しの作成に要する費用、コピー代などは請求者負担とすることを予定しております。

（2）必要に応じて条例で定める事項についてです。①番は条例要配慮個人情報に関する規定ですが、改正法でも、法律で要配慮個人情報というものが定義されております。こちらは例えば人種、信条、社会的身分などが定義されておりますが、地方公共団体は、地域の特性等に応じまして、条例で条例要配慮個人情報というものを定めることができます。近隣の他市では、何も定めないところが多いようなのですけれども、国立市では、「本人の性的指向又は性自認に関する事項を内容とする記述」というものを、条例要配慮個人情報として規定することを考えております。理由としましては、国立市では「女性と男性及び多様な性の平等参画を推進する条例」を制定しておりまして、パートナーシップ制度の導入などを行っているということが理由としてございます。

②番、市の情報公開条例の規定との整合性を図るための開示情報・不開示情報の規定についてです。アですが、国立市情報公開条例において開示とする情報について、本人からの個人情報開示請求においても開示とするために、情報公開条例に合わせて、以下の情報を開示する開示情報として新条例に追加することを考えております。こちら、公務員の氏名については開示することを考えております。

イにつきましては、アと逆になるのですけれども、国立市情報公開条例において非開示とする情報について、こちら、本人からの個人情報開示請求においても不開示とするために、以下の情報を不開示情報として追加することを検討しております。少し省略させていただきます。こちらについては、

現在精査中でございまして、次回、細かな対照表を審議会のほうに提出させていただきたいと思っております。

続きまして、(3) 条例で定めることが許容される事項についてですが、①番、個人情報取扱事務登録簿に関する規定でございます。改正法でも「個人情報ファイル簿」というものの作成・公表が必要とされておりますが、こちらは対象者が1,000人以上の場合の個人情報ファイルに限定されております。現行条例では、個人情報を取り扱う全ての業務について登録を行いまして、業務登録簿というものを作成・公表しております。これを受けまして、改正法の施行後も、個人情報を取り扱う全ての業務につきまして、業務の名称や目的などを明確にするために、引き続き個人情報取扱業務登録というものを行いたいと考えております。

②番、開示、利用停止等の手続に関する規定ですが、改正法では、情報開示請求を受けたときの開示決定等の期限が30日以内とされておりますが、こちらでも現行条例に合わせて、新条例でも14日以内をしたいと考えております。

通しの6ページになります。③番、個人情報保護審議会への諮問に関する規定ですが、こちらは、先ほど申し上げましたとおり、専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる旨を規定する予定でございます。

5番、国立市独自の保護措置として新条例で定める事項としまして、(1) 市の機関等の責務規定。現行条例の規定に倣いまして、市の機関や事業者、市民等の責務を規定する予定でございます。

(2) 目的外利用等の届出の規定ですが、こちらでも現行条例の規定に倣いまして、目的外利用・提供をする場合を、きちんと職員のほうも確認してから提供ができる形にしたいと思ひまして、こちらの届出、公表などは規定したいと考えております。

(3) 審議会に係る規定ですが、先ほど申し上げました一般的な諮問の規定のほか、①番、審議会の自発的な審議等に関する規定を設けたいと思っております。

②番、審議会への報告事項ですが、こちら、現行条例での諮問事項を、審議会への報告事項とできればと考えております。こちら、先ほども簡単に申し上げましたが、改正法では、個人情報のファイル作成、オンライン結合等について、典型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めることは認められないとされております。しかし、個人情報保護の観点から、現行条例での審議会への諮問事項のうち一部の事項につきまして、新条例で報告事項として、改正法において許容される範囲内で規定できればと思っております。

少し回りくどい言い方になっておりますが、もともと市のほうでは、事後的な報告であれば、審議会への報告は当然可能であると考えておりました。それで、報告事項とすることを予定していたところなのですが、国の個人情報保護委員会のほうに念のため確認しましたところ、注釈の6番のところなのですが、保護委員会の見解としまして、審議会に事後的な報告を行うものであっても、個別の案件の処理に関して審議会等への報告を要件化するような条例は、個別案件における個人情報の取扱いについて、典型的に審議会への諮問を行う——次のページの下のところに行続きます——ものに類するものとして許容されないという回答が来てしまいました。

他方、国の見解としまして、個別の案件とは関係なく、地方公共団体における個人情報の取扱い全般についての監査・事後チェックを行うために、定期的に個人情報の取扱いの状況についての報告を行うこととすることは可能であるというような見解を受けております。

これを受けまして、定期的な個人情報の取扱いの状況についての報告という形で、ファイル作成な

どについても審議会に報告することは許容されるのかなと捉えておまして、そういった意味で、改正法において許容される範囲内で、報告事項として規定できればと思っております。審議会への報告事項全般、全体について、そういった方向で整理、検討できればと思っているところでございます。

通しの7ページの1番上のところですが、ただし、デジタル化の促進とのバランスを考慮して、報告事項は限定できればと思っております。現在は、ファイル作成など全てにつきまして、審議会への諮問事項としてまいりました。ただし、現状としましては、今の条例の制定時よりもデジタル化などが随分と進みまして、情報システムの利用や電子データの送信などが通常予定されておりまして、これらの件数が非常に増加しているという部分がございますので、その点も考慮しまして、報告事項は、今の諮問事項を全て報告事項にするのではなく、報告事項を一部に限定できればと思っております。

四角のところですが、「報告事項として想定しているもの」、アの部分ですが、個人情報を取り扱う情報システムのうち、規則で定めるものの導入または変更（軽微な変更を除く）ということを考えております。規則で定めるものとしまして、経常的かつ継続的に使用するシステムに限る。例えば臨時的な1回りの給付金のシステムを除くとかいったことを考えております。

もう1つが、国が開発し提供するシステムを除く。例えばこちらは新型コロナワクチン接種システムなどを想定しております。こちらのほうは、システムのリスク評価などは国のほうできちんとしていただければというのもございます。

また、本人同意により個人情報を取り扱うシステムを除くということですが、こちらも、例えば昨年度諮問させていただいたのですけれども、学習塾のクーポンの配布で、本人からの申込みで、アプリを利用してそういったクーポンを配布するという事業などがございます。今後こういったものは増えていくと思いますので、そういったもの全てについて審議会への報告とすることは、少し煩雑になってしまう部分もあるかなと思っております。

続きまして、イですが、こちらは電子計算組織の結合のうち規則で定めるものを報告事項とできればと思っております。規則で定める事項としましては、法令の規定に基づく結合を除く、例えば新型コロナワクチン接種システムによる他の地方公共団体への提供などを考えております。

また、LGWAN回線による提供を除く。こちらLGWAN回線の場合は、一定のセキュリティが担保されておりますので、除ければと思っております。

また、国が開発し提供するシステムによる結合を除くといったことも考えております。例えば新型コロナワクチン接種証明書の電子交付などは、昨年度急いで、急遽、審議会を開いて諮問の御審議をいただきましたけれども、こういったものについても先ほどと同じく、国のほうでセキュリティの評価などをきちんとしていただきたいというのがございます。

また、ほかに審議会に係る規定としましては、③審議会への報告事項としまして、今申し上げた②以外のものとしまして、ア、漏えい等の事態。こちらは改正法の規定により個人情報保護委員会に報告すべき保有個人情報の漏えい等の事態が生じたときには、審議会に報告するような規定を新設したいと思っております。

また、その他市の機関が必要と認めるときにも、審議会への報告ができるように明示できればと思っております。

続きまして、(4)運用状況の公表等の規定ですが、こちら、市長が毎年1回、市の機関から改正法及びこの条例の運用状況の報告を求め、公表することを規定し、できれば現行条例と同じような規定にできればと思います。併せて、審議会にその旨を報告することも明記できればと思っております。

報告については現行条例には規定上はないのですけれども、運用としては審議会の報告を行っております。

続きまして、次の8ページ目を御覧いただければと思いますが、(1) 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料というものでございますが、こちら「行政機関等匿名加工情報に係る提案募集」というのが少し分かりにくいのですけれども、簡単に申し上げますと、地方公共団体の保有するパーソナルデータの利活用を推進する仕組みになっております。こちらにつきましては、改正法では、経過措置としまして、当分の間は都道府県と指定都市にのみ義務づけがされておりました、他の地方公共団体では任意で実施が可能とされております。国立市は、当面実施しない予定のため、新条例では規定しないと考えております。理由としましては、提案募集の必要性の調査、また、そのほか導入に係る検討に時間を要すると考えておりますので、新条例には規定しない予定でございます。

新条例で定めない事項の(2)としまして、その他改正法に規定されている事項については、現行条例の規定のうち改正法と重複する規定について、新条例に規定することは許容されておりませんので、新条例で重ねて規定することはしない予定でございます。

7番、附則ですが、施行日は令和5年4月1日、改正法の施行期日となります。

(2) 関係条例の改廃が必要となります。①番、現行の国立市個人情報保護条例の廃止をすることになります。

②番、関係条例の改正等ですが、ほかの条例におきまして、現行の国立市個人情報保護条例の規定を引用している部分などの整理が必要となってくることになります。

(3) 経過措置ですが、こちらは、現行条例の規定による個人情報取扱業務の登録は新条例の規定による登録とみなすなどの規定を入れる予定でございます。

最後に次のページ、通しの9ページですが、制度改正の業務スケジュール(案)ですが、審議会の関係としましては、本日、報告をさせていただいております、7月に諮問をさせていただければと思っております。その後、御審議いただきまして、10月ぐらいに答申をいただければと思っております。その間、8月頃に条例素案についてパブリックコメントを実施しまして、9月議会の総務文教委員会で条例素案について報告できればと思っております。条例案の提出は12月の議会を予定しております。

以上となります。

【情報管理課長】 本日机上配付させていただきました陳情第15号、6月の国立市議会、令和4年第2回定例会において、国立市議会の議会基本条例で位置づけられている、市民の方からの政策提案という位置づけの中で、陳情が取り扱われております。

こちらの陳情についての経過をお話しさせていただきますと、趣旨のところの7行目辺りに記載してあります決議、それとその下にある陳情、現行条例は、この決議、陳情の可決、採択を受けまして、市が条例案を練って、審議会のほうに諮問させていただいて、かなりの議論をさせていただいて出来上がったのが現行条例となっております。

こちら陳情書の中にありますとおり、下の「陳情事項」ですが、できる限り現行条例の精神を引き継いでほしいというものと、2番については、これ、市議会の条例のことを書かれております。かなり、1時間弱、陳情者の方への質疑があったり、また、市のほうへの質疑があったりということで、やり取りを行いました。

陳情は結果的には不採択となったところですが、本当にどっちになるのかなと私も思っていたので

すが、その中で、議員さんからの御意見ですと、やはり、個人情報を守るのは地方自治体であるというところを強くいただいております。現行条例を最大限残してほしいというところもございました。あと、ここの陳情書にもあります、今までの歴史とか精神、そういった部分を大事にしてほしい。特に現行条例の第1条だと思います、目的にあります自己コントロール権の部分であったかと思います。

一方、反対のほうの御討論をいただいた部分は、デジタル化は、慎重であっても止めてはならないと、あと、法の範囲を超えてはならない、規定はやはり守るべきだというところの御意見をいただいたところでございます。

今後、先ほど言いましたように、9月の第3回定例会で中間報告を入れられればと考えておりますので、市民の方もしくは市議会議員においても、非常にここは強く関心を持っているところでございますので、何とぞ御審議いただければと思っております。

また、市長のほうもかなり勉強しておられて、かなり指示が私どもに飛んでおりますので、必要に応じて委員の皆様には情報提供させていただきたいと考えております。

また次、諮問のときに、市長が来られればと思っております、今詰めているところでございますので、何とぞよろしく願いいたします。

私のほうは以上でございます。長くなりました。申し訳ございません。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、今日の段階では検討状況の報告ということにはなっていますが、御質問、御意見などございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【関口委員】 本当に意見のみという感じになるのですが、やはり国の法律には従っていかなければいけないので、改正していくところになると思うのですが、諮問と報告はやはり少し位置づけが異なるなと思っていて、報告に結構寄っていくところが多いのかなというふうにお話を聞いていたのですけれども、必要であればということで、報告が機械的にならないように、国のQ&Aのところでもありましたが、「監査の位置づけで事後報告を行うのであれば」というところが、国の回答からもあったと思うので、報告をしていただくほうも、受ける我々のほうも、単に「報告されました」、「受けました」、「分かりました」だけではなくて、報告を受けた結果、その監査的な視点で指摘事項が、例えば出して指摘事項があった場合に、どういうふうに運用を改善していくのかみたいなプロセスに持っていけると効果的なんじゃないかなと思いついて聞いていましたので、その辺りもぜひ、まずは改正が大変だとは思いますが、運用についても考えられればなと思いました。

すみません、意見のみです。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 私も関口委員と同じように、報告を受ける機関としての役割が当審議会は多くなるというふうなことでしたら、その報告を受けて、こちらとして何か指摘事項等を文書でお渡しするような形の運用ができるようになると、意味がある機関として働くことができるのかなと思っておりますので、今後の御報告の行い方を工夫していただけるといいのかなと思っております。

あと、報告事項として想定しているものというふうなことについて質問なのですが、現行の報告事項についてはどのようなようになるのでしょうか。

【文書法制係長】 現行の報告事項につきましても、残すものと残さないものも一部考えております。形式的な報告になってしまっても仕方ない部分もありますので、実質的に意味を持つ報告、目的外利用等の報告などは継続させていただければと思っておりますが、ほかのものにつきましては、個

別の規定は今回からは取ってしまって、必要に応じて、内容によっては一般的な報告として報告できればと思っているものもあつたりしております。細かい部分については、次回、対照表のような形でお示しできればと思っております。

【情報管理課長】 現行の条例というのは、高度情報社会に向けてつくられてきたつくりとなっているところが大きいかと思います。かなり細かい規定で、職員の認識も高まるというような形になっているかと思います。ただ、今度、高度情報社会にもなっていて、システムが当たり前の状態の中で、では、どうしたら職員が強い認識を持って個人情報を守る、セキュリティを担保する等々が必要なのかというところに視点を向けていきたいと考えております。

したがいまして、例えば契約、先ほど出ていました特約条項であるとか、情報セキュリティポリシーであります対策基準、そういったものをもう一回見直しをかけて、さらに委託する場合などは、今回、尼崎で事件が起きたのは御存じかと思いますが、再委託の場合への対応はどうするのだとか、そういったところは少し対策基準等にも載せて、縛りつけをしていきたい、守っていききたいとは考えているところでございます。担当部署ともまた調整をした上で、まとまり次第、委員の皆様には御報告をさせていただければと思っております。以上でございます。

【中川委員】 私はこの審議会でも何度か指摘させていただいていますが、法令の任意規定に基づく目的外利用等、第三者に対する目的外提供等に関しましては、やはり国立市としての、どのようなスタンスで臨むのかというふうなところが非常に大きいと思いますので、そういった点について、運用の在り方等を引き続き報告していただいて、こちらから指摘できることがあれば指摘させていただくというような形で、現行の報告事項でも、当審議会として何かお役に立つことがあるのではないかと思いますので、御検討いただけたらと思います。

【文書法制係長】 ありがとうございます。目的外利用等の件数は非常に多いものでして、事務的にも負担が大きいので、省略できればというのも考えた部分もあるのですが、また、例えば目的外利用等の中でも、本人同意や法令の規定に基づく場合は省略してしまってもいいのではないかという意見もあったのですが、やはり、法令の規定に基づく場合であっても、その情報の提供をする主管課側の意識が向くように、必要な制度だろうということを担当部局としては考えまして、手間と言ってはあれなのですが、手間はありますけれども、制度としては残したほうがいいのかなどは思っております。

【中川委員】 少々定期的な監査のような位置づけになるというふうなことであれば、類型化して、代表的な例等を示していただく形で、全体としての運用を見るような形で行うのであれば、手間といいますか、コストの面とのバランスは取れるかなと思いますので、御検討ください。

【情報管理課長】 中川委員さんのおっしゃいますとおり、私は来てまだ間もないのですが、やはり任意の形で照会が来て、回答を求められたのですが、それは実際には断ったケースももう既に出しておりますので、やはりこの辺の大事さというのは私どもも認識しておりますので、ぜひほかの部署の職員にもその認識を強めていきたいと思っておりますので。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

【中川委員】 1つ気になったのですが、この頂いた資料の5ページのところで、要配慮個人情報に関して規定をつくるというふうなことですが、現行の条例と比べ、改正法と、今回の本人の性的指向、性自認に関する事項というふうなことと比べて、現行のものでは民族というふうなものも含まれていた、人種、民族、犯罪歴というふうな形で、社会的差別の原因となるおそれのある個人情報

として例示されていたと思うのですが、恐らくこの社会的身分とかいうような形で含まれるとは思いますが、近年の様々な動向を考えますと、国籍や民族というふうなものに関しては、かなり社会的な差別の対象になっているというふうなこともありますので、例示すべき事項について御検討する際に参考にしていただければと思います。

【文書法制係長】 民族につきましては、国のほうの説明としまして、これはガイドラインなのですけれども、民族につきましては人種に含まれるというように解釈され、ガイドラインで示されておりますので、特出して条例のほうで定める必要はないという判断をしたところでございます。

【中川委員】 国際人権法上、そのような解釈は取られているのですが、一般的には、この現行のものでわざわざ取り出して書いてあることにそれなりに意義があるのかなと思いましたので。含まれているからといって、別に例示してはいけないというわけじゃないのではないかなという気もするので。例示してはいけないというガイドラインですか。

【関口委員】 ガイドラインとか、FAQとか、そんな感じですかね、意味合いとしては、その資料に……。

【文書法制係長】 そうですね。ガイドラインというものが国から示されておりまして、そちらで「人種」という中に民族的なもの、種族的なものを広く意味するという解釈が示され、運用の方法が示されております。

そのガイドラインの位置づけについてなんですけれども、そちらのほうも国に確認しましたところ、ガイドラインといいますのは、個人情報保護法などの各法律について解釈を示すものであって、その解釈を通じて法規範性を有するとされています。

【中川委員】 要するに国の公式見解だというふうなことですよね。

【文書法制係長】 はい。ですので、法と重なる、法の解釈に含まれる内容を別途条例に定めるのはできないと考えております。

【中川委員】 法律の範囲内というふうなことでするので、法律に反しなければいいという話です。

【文書法制係長】 法律と重なる内容を条例で、規定するのはできないとされています。

【関口委員】 何か条例に含められない、何かどこかにも書いてあった気がする。国が定めて国が運用していることを、国立市としてどういうふうに市民の方に……。

【中川委員】 そう。理解していただくかという……。

【関口委員】 していくかとか、理解していくかとか、合わせて全体としてどういう機微情報、センシティブ情報があるのかみたいなことを、どういうふうにお知らせしていくのかみたいな、通知の仕方とかなのかなと。多分、条例の立てつけとしては、国が法で定めているところと国立市の条例は重なってはいけないという話があると思うので、条例に含めるというよりは、何かその辺の全体がどうなるかという立てつけかもしれないですね。

【文書法制係長】 要配慮情報というくくりの中には。

【中川委員】 ここに定められていないもののほか、特例として、市の独自のものを規定する。独自でものを定めることは許されるというふうなところが示されているということなのですね。

【関口委員】 全体像は難しいですね。

【中川委員】 今度、条例案が示されたら、またお聞きすることになると思いますが、国籍等のこともどうなるのかとか、いろいろと気になるころはありますので、また御質問させていただきます。

【文書法制係長】 はい。

【石居会長】 ほかにいかがでしょうか。

私自身は、もう個人的な、本当に雑駁な所感になってしまうのですが、改めて、国の指定が随分かたくななのだなというのを、少し伺っていて感じました。やはり素直に受け止めてしまうと、今までの国立のやり方というのは骨抜きになってしまうようなリスクがあるなと思って、改めて気をつけていかないとと思いました。

全体としては、やはり法を逸脱しないという形で進めようとする、恐らく運用頼みになる部分がすごく大きくなるのだと思うのですね。なので、やはりその運用のところ、どれだけ工夫ができるかということを考えなきゃいけないのと、あと、こちら側の審議会としても、審議会にかけることが、ただその担当部署にとって負担が増えるだけと感ぜられるようなことになってしまうと、やはり運用面では苦しくなっていくと思うので、やはり審議会のほうに出したことによって何らかの意味があったというふうに担当課に思ってもらえるような審議をしなきゃいけないと、してこなかったつもりはないのですが、しなきゃいけないなということを改めて思いました。

あと、監査的な事後報告という、関口委員がおっしゃってくださったことは、やはり大事なポイントになるかなと思いました。その上で、現在の諮問事項からある程度絞り込んで報告事項に変えていくという考え方は、1つ現実的なのかなと思う一方で、事後報告監査になるのであれば、現在の諮問が基本的には報告にそのままスライドしても、そんなに大きな負担にはならないのかなと少し思いました。なので、精査していく中で、どういう基準で絞り込むのか、あるいは絞込まないのかというように含めて、少し考えてもいいのかなと思いました。

恐らく今回の法改正の趣旨は、デジタル化、情報量が増える、それからスピーディーに対応しなきゃいけない案件が増えるので、一々審議会に通してはられないというのが1つ大きいと思うのですが、やはり増える、急ぐからこそリスクも増えるのであって、それを諮問という形で通してしまうと、その流れを妨げるということになると思うのですが、報告、そして事後的な監査というようなことであれば、少なくともスピード感とか移行とかいうところには直接的には影響しない話でもあるのだと思うので、そういう点では、もう事後監査というふうに割り切らなきゃいけないのであれば、ある程度きっちり見ていくということを逆にできないだろうかというふうに、本当に第一印象ですけれども、思いました。

あと、最後になのですが、類型化ということがなじまないという回答が基本的には来ているのだと思うので、少し定例的な報告という形で、その中にいろんなものを盛り込んでいくという対応が多分なされていくのだと思うのですけれども、それとの関わりで言うと、これはもう全く案ですけど、もしかすると審議会自体も、今までのように諮問に合わせて開催するというよりも、ある程度定例化してしまって、定例化の中で報告も定期的にしていきますという立てつけにしたほうが平仄は合うのかなとは少し思いました。今日のところは、その程度のことを考えたということに。

【岸委員】 今さらですいません。通し番号の7ページの注釈の一番下のところで、皆さんの意見の続きみたいな感じなのですが、事後的な監査が恐らく今後、中心になってくるだろうという話の中で、米印の黒字の部分で、「このような報告規定を設ける場合に、当該報告を受けて審議会等による意見表明を予定する場合には、改正法第129条の規定に照らし、当該意見表明の位置付けを条例で明らかにすることが必要である」という。これは、意見表明の位置づけについての条例案みたいなのはまだないですか。

【文書法制係長】 何もないです。

【岸委員】 我々が今後その意見表明をするとした場合の、決定的にはここの位置づけというのは結構重要になってくるのではないかなと思うので。もちろん「法の規定に照らし」なので、反することはできないとは思いますが、そこの辺り、個人的には非常に注視していきたいと考えております。

【石居会長】 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。

【中村委員】 では、最後に少しよろしいでしょうか。

【石居会長】 では、中村委員、お願いします。

【中村委員】 ありがとうございます。新制度は、廃止される前に、新制度の告知、周知をぜひ丁寧に行っていたらと思います。審議会の変わり方ということ以外にも、この新しい制度はこうなりましたよということをも市民の皆さんに広くお知らせするというのも大切だと思います。これについても御報告いただけたら助かります。以上です。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【石居会長】 ありがとうございます。パブリックコメントと連動した形で情報が広まるといいかもしれないですね。

【文書法制係長】 そうですね。最初の段階としては、パブリックコメントがきっかけにはなると思っております。また、条例などがきちんとできた後には、またその段階での周知が必要になってくると思っております。

【関口委員】 すいません、先ほどの会長のコメントを聞いていて少し思ったことは、システム側の立場としてなんですけど、私は結構、報告事項を選別してもらうことというのはそんなに悪いことじゃないと思っていて、やはり、今時点でこの諮問事項はそんなに数は多くないかもしれないんですけど、諮問や報告を受けなくても、LGWAN回線を使っていたらシステム化していいのかなと進むと思うので、件数が増えると思うので、そこをやはり安全が確実なものについては選別していただくことも、結構、デジタル化の促進という意味では有効かなと思うので、バランスを少し考えていただいてもいいかなと思いました。

【石居会長】 ありがとうございます。すいません、少し厳しめで言ってしまいました。ほかには、今日の段階ではよろしいですかね。

そうしますと、来月以降ですか、本格化するということになりますので、事務局も大変だと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

【文書法制係長】 ありがとうございます。

【石居会長】 それでは、報告事項の(2)以降になりますが、事前に、今日は時間的にかなりタイトになるということと、あと、資料を見ていただいても物すごく件数が多いので、ある程度短縮しながら御報告いただくということになるかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 また引き続き、端的に担当のほうから報告をさせていただく形を取らせてもらえればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、事務局から報告をさせていただきます。

資料3-1を御覧ください。職員課におけます国立市福利厚生事務業務で、委託業者の変更に伴い、個人情報の記録項目に利用履歴を追加するための届出になります。

続きまして、資料No. 4-1を御覧ください。こちらは個人情報取扱業務外部委託登録書でございます。委託業務の名称は、収納課の国立市市税等収納代行業務委託でございます。委託の目的及び内容は、電子マネーによる収納業務導入に伴い、収納情報及び収納金の払込み等の収納事務を行うものでございます。

続きまして、資料4-2は、福祉総務課のコミュニティソーシャルワーク事業でございます。委託の内容は、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を整備する事業を行うということでございまして、具体的には、ひきこもりなど地域で困り事がある方々の相談等の事業ということでございました。

資料3と資料4につきましては以上でございます。

【石居会長】 ありがとうございます。まとめていただきました。

ここまでのところ、資料3、資料4に関して、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

では、次に進みたいと思いますので、目的外利用のほうをよろしくお願いします。

【事務局】 それでは、資料5は個人情報目的外利用等届出書になります。まず、資料5-1からになります。事前にお知らせしておりますが、この目的外利用でございますが、量が大変多くなっておりますので、目的、理由、目的外利用等をする期間及び提供先につきましては、記載のとおりとさせていただきます。内容を報告させていただきたいと思いますので、御了承いただければと思います。

まず、令和3年度中のものからでございます。

No. 5-1は、政策経営課の特別定額給付金事業でございまして、対象者の口座情報を、法令の規定に基づき目的外利用するものでございます。

5-2から5-4の3点でございますが、いずれも課税課の市都民税の課税業務でございまして、対象者の所得状況等を提供するものです。5-2及び5-4につきましては、記載の法令の規定を根拠とし、5-2は目的外利用をし、5-4は外部提供するものでございます。5-3は本人同意に基づきまして外部提供するものでございます。

続きまして、5-5、収納課の市税収納業務、滞納整理業務でございます。法令の規定に基づき、滞納処分の執行状況を目的外利用するものでございます。

続きまして、資料5-6及び5-7、職員課の職員人事管理の業務でございます。本人同意に基づきまして、対象者の所属、氏名等の情報を外部提供するものでございます。

続きまして、利用期間が令和4年度中のものでございます。

まず、5-8から5-32まででございますが、これはいずれも課税課の市都民税の課税業務でございます。対象者の所得や課税情報等について、実施機関の内部の目的外利用に係る届出でございます。そのうち、5-8から5-15までの8件につきましては、各届出書に記載の法令を根拠とするものでございます。次に、5-16から5-20までの5件でございますが、こちらは各届出書に記載されている法令の規定及び本人の同意を根拠とするものでございます。次に、5-21から5-32までの12件につきましては、これも本人の同意を根拠とするものでございます。

次に、5-33でございます。こちらは、5-21から5-32までのものと同種の利用でございますが、提供先が教育委員会になっておりますので、届出の区分が外部提供となっております。

続きまして、5-34から5-39の6件でございます。こちらは、同じく課税課の市都民税の課税業務でございまして、外部提供するものでございます。そのうち、5-34から5-37までの4

件は、各届出書に記載の法令の規定を目的外利用の根拠とするものでございます。5-38は法令の規定及び本人の同意を根拠とするものでございます。5-39は本人の同意を根拠とするものでございます。

続きまして、5-40から5-44までの5件でございます。いずれも課税課の税務関係諸証明事務でございます。5-40は実施機関内部の目的外利用でございます。法令の規定に基づき、課税・非課税証明書を交付したものでございます。5-41から5-43までの3点は、法令の規定に基づき、5-44は法令の規定及び本人の同意を根拠とするものでして、課税・非課税証明書を外部提供として交付したものでございます。

続きまして、5-45から5-48までの4件でございます。いずれも課税課の固定資産税の課税業務でございます。5-45及び5-46は、法令の規定に基づく目的外利用でございます。5-45は対象者が所有する固定資産の情報を、5-46は空き家等の所有者等に関する情報を提供するものでございます。5-47及び5-48は、法令の規定に基づく外部提供となっております。5-47は対象者の資産情報を、5-48は農地に関する固定資産税に係るデータを提供したものでございます。

続きまして、5-49は課税課の軽自動車税課税等でございます。法令に基づき、対象者の原動機付自転車等に係る使用者関係情報を外部提供するものでございます。

続きまして、5-50は収納課の市税等以外の市債権の管理・回収総括業務、滞納整理業務でございます。法令の規定に基づき、市税等の収納情報について目的外利用するものでございます。

続きまして、5-51から5-54までの4件でございますが、いずれも収納課の市税収納事務でございます。5-51は、法令に基づき、対象者の国民健康保険税の納付状況を提供し、5-52から5-54までの3件は、本人同意に基づき、対象者の市税の納付状況を回答したものでございます。

続きまして、5-55は収納課の市税収納業務、滞納整理業務として、法令の規定に基づき、対象者の総滞納額等について国立市外の機関へ回答したものでございます。

続きまして、5-56から5-58までの3件は、収納課の滞納整理業務でございます。法令の規定に基づき、対象者の滞納整理状況等を国立市外の機関へ回答したものでございます。

5-59及び5-60は同じく収納課の滞納整理業務として、本人の同意に基づく目的外利用でございます。5-59は対象者の滞納整理状況等について、5-60は対象者の保有している口座の金融機関名について回答するものでございます。

続きまして、5-61及び5-62は職員課の職員給与等支給業務でございます。目的外利用するものでございます。5-61は、法令の規定により社会保険料の滞納額情報を、5-62は非強制徴収公債権・私債権回収事務のために必要があるとして、平成25年10月の審議会からの答申に基づきまして、対象者の滞納情報等を提供するものでございます。

5-63は同じく職員課の職員給与等支給業務でございますが、こちらは本人同意に基づき、対象者の給与情報を外部提供するものでございます。

続きまして、5-64でございますが、市民課の戸籍業務、住民基本台帳業務として、こちらは、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、警視庁交通部交通執行課に対し、対象者の本籍地、生年月日、出生地等について回答したものでございます。照会目的でございますが、道路交通法違反の被疑事件の捜査のためとのことでございました。

88は、平成25年10月の審議会からの答申に基づきまして、対象者の介護保険給付不当利得返還金等の賦課・納付状況を提供するものでございます。

続きまして、5-89は高齢者支援課の介護保険給付事業、介護保険料賦課・徴収業務として、法令の規定に基づき、対象者の介護保険給付不当利得返還金等及び介護保険料の賦課・納付状況を提供する目的外利用でございます。

続きまして、5-90及び5-91は、高齢者支援課の介護保険料賦課・徴収業務として、共に法令の規定に基づく目的外利用となっております。5-90は対象者の介護保険料の特別徴収に係る情報を、5-91は対象者の介護保険料の納付状況を提供するものでございます。

続きまして、5-92は健康増進課の国民健康保険課税事業でございます。法令の規定に基づきまして、対象者の国民健康保険税課税台帳を閲覧させる目的外利用でございます。

続きまして、5-93及び5-94は、健康増進課の国民健康保険課税事業、後期高齢者医療業務でございます。共に目的外利用でございます。5-93は、法令の規定に基づき、対象者の国民健康保険税の賦課状況及び後期高齢者医療保険料の賦課・納付状況を、5-94は、法令の規定及び本人の同意に基づきまして、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の納付額及び還付状況を閲覧させるものでございます。

続きまして、5-95から5-99までの5件でございますが、いずれも健康増進課の国民健康保険資格事業、国民健康保険給付事業として、5-95から5-98までは目的外利用をするものでございます。5-95は、法令の規定に基づき、国民健康保険無資格受給返還金等の滞納状況を、5-96は、平成25年10月の審議会からの答申に基づきまして、対象者の国民健康保険無資格受給返還金等の滞納状況を、5-97及び5-98は、本人同意に基づきまして、国民健康保険の資格及び給付情報を閲覧させるものでございます。5-99は、法令の規定に基づき、対象者の国民健康保険資格、国民健康保険利用状況についての情報を外部提供するものでございます。

続きまして、5-100でございますが、健康増進課の国民健康保険給付事業でございます。法令の規定に基づき、診療報酬明細書の写しを外部提供するものでございます。

続きまして、5-101は健康増進課の後期高齢者医療業務でございます。法令の規定に基づき、対象者の後期高齢者医療保険料の納付状況を閲覧させる目的外利用でございます。

続きまして、5-102及び5-103でございますが、健康増進課の国民健康保険医療費適正化事業、後期高齢者医療業務でございます。5-102は、法令の規定に基づき、対象者の医療と介護、健康診査の情報を閲覧させる目的外利用でございます。5-103は、個人の健康に関するデータを外部提供するものでございます。

続きまして、5-104は健康増進課の成人基本健診及びがん検診事業でございます。法令の規定に基づき、対象者の生活保護被保護者の健診データ及び健診未受診者の情報を提供する目的外利用でございます。

続きまして、5-105及び5-106は、児童青少年課の保育料の収納事務でございます。共に法令の規定に基づく実施機関内部の目的外利用として、5-105は対象者の保育園利用者負担額の情報を提供するもの、5-106は対象者の保育園利用者負担額の情報を提供するものでございます。

続きまして、5-107及び5-108は、共に子育て支援課のひとり親家庭等医療費助成制度、児童手当等、こども医療費助成制度に係る実施機関内部の目的外利用でございます。5-107は、審議会からの答申に基づきまして、対象者の児童手当・児童扶養手当・特別児童扶養手当・児童育成

手当・こども医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成に係る返還金の賦課・納付状況に関する情報を閲覧させるものでございます。5-108は、法令の規定に基づきまして、5-107と同様の情報を閲覧させるものでございます。

続きまして、5-109は子育て支援課のこども医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度に係るものでして、本人同意に基づき、対象者のこども医療証、ひとり親家庭医療証の使用状況に関する回答を行う、教育委員会への外部提供でございます。

続きまして、5-110から5-115までの6件でございますが、いずれも子育て支援課の児童手当等に係る目的外利用でございます。5-110は、法令の規定及び本人同意に基づき、対象者の要保護者及び被保護者の児童手当等の受給状況及び受給資格に関する情報を提供するものでございます。5-111は、本人同意に基づきまして、対象者の児童扶養手当受給者及び特別児童扶養手当受給者に関する情報を、5-112及び5-113も、本人同意に基づきまして、対象者の児童扶養手当受給者の支給状況等の情報を提供するものでございます。5-114は、本人同意に基づきまして、対象者の児童扶養手当及び児童育成手当の受給状況を、5-115は、法令の規定に基づきまして、対象者の児童扶養手当受給者の認定状況等の情報を提供するものでございます。

5-116は、5-110から5-115までと同様の子育て支援課の児童手当等に係るものでございますが、本人同意に基づきまして、就学援助受給者の児童扶養手当の認定状況等に関する情報を教育委員会へ提供する外部提供でございます。

続きまして、5-117は教育総務課の就学許可事務でございますが、本人同意に基づきまして、対象者の学籍に係る情報を提供する目的外利用でございます。

続きまして、5-118は教育総務課の就学援助事務でして、5-117と同じ目的で、本人同意に基づき、対象者の学籍に係る情報を提供する目的外利用でございます。

続きまして、5-119は教育総務課の国立市学校安心安全カメラ管理運用業務でございます。こちらにつきましては、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、府中警察署に対し、安心安全カメラの記憶データを提供したものでございます。照会目的でございますが、近隣の強盗に係る捜査のためとのことでございました。

最後、5-120でございますが、教育総務課の国立市通学路安心安全カメラ管理運用業務でございます。こちらにつきましては、刑事訴訟法に基づく捜査照会に対しまして、立川警察署に対し、安心安全カメラの記録データを提供したものでございます。照会目的でございますが、対象となるカメラの設置場所の近隣で発生した詐欺事件の逃走経路を捜査するためとのことでございました。

以上、簡単ではございますが、報告させていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。

では、こちらNo.5の資料に関わって、何か御質問等ございますでしょうか。

【中川委員】 いつもながら、任意規定等に基づく捜査照会等について、丁寧な対応をいただいていることがうかがえましたので、今後もよろしく願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。

【石居会長】 ほかはいかがでしょうか。よろしいですか。

では、こちらについては以上ということになりまして、次、No.6になりますが、同一類型の目的外利用等一覧表について、お願いします。

【事務局】 それでは、令和3年度同一類型の目的外利用の件数等につきまして御報告を申し上げ

ます。資料No. 6-1を御覧ください。こちらは、国立市個人情報保護条例施行規則第6条第3項の規定に基づきまして、同一類型の目的外利用等で届出を省略するものにつきまして、年度ごとに初回のみ届出をし、年度終了後に一括して提示させていただくものでございます。

まず、表の説明を簡単にさせていただきます。一番右側の「回数」の欄でアスタリスクとなっているものがございます。これは随時閲覧等による利用でございまして、ログの解析等を自動的に行わないと件数の把握ができないものを示しております。

その隣の「左記以外の提供先」という欄で、1ページ目はないのですが、「有」となっているものがございます。4ページ目以降ですかね。こちらにつきましては、初回の届出の提供先と異なる提供先がある場合を示しております。例えば4ページ目の一番上の60番でございまして、こちらにつきましては、年間で622件の外部提供がございましたが、提供先といたしましては、こちらに記載の神奈川県相模原警察署のほか、ほかの警察署へ提供があったということを示しております。

外部提供で特に件数が多いものとして、ただいま御説明いたしましたNo. 60の市民課の戸籍業務・住民基本台帳業務で、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づいた警察署への提供というものが多くなっております。昨年度、令和2年度は641件でございましたが、過去3年度の平均は約624件となっております。

そのほかの件数が多いものとして、4ページ目のNo. 65、市民課の拠出制年金業務についてですが、生活保護法第29条の規定に基づき、市の福祉事務所に提供したものや、No. 73の収納課の滞納整理業務につきまして、地方税法第20条の11に基づき、ほかの区市町村へ外部提供したものがございます。

簡単ではございますが、以上、御報告とさせていただきます。

【石居会長】 ありがとうございます。こちらも御質問、御意見等ございますでしょうか。

【関口委員】 よろしいですか。これ、前回も御報告いただいたときの年度のときに少し伺ったのですが、外部提供は多分難しいと思うのですが、目的外利用は、件数が多いものは目的の中を含めるのはやはり難しいのですか、条例を変えて。

【事務局】 業務の目的がありますので。

【関口委員】 多分、そうですね、同意の取り直しとか、少し難しい話はあるものの、件数多くて、やはりそれが経常的に目的外として行われているのであれば、それも個人情報利用の目的であるというのを、個人にどう同意を取るかというのはあるものの、何かやはりこういう利用が、そういうものが形骸化することで、その他の重要なものが漏れてしまうのは結構問題だと思っていて。やはり難しいのですか。すいません、法律とか手順のことがあまりよく分からないのですが。

【事務局】 もともとの考えとしては、業務の目的がありまして、その目的のために集めた情報はありますので、その情報をほかの目的に使うことが割と頻繁に予定されているとしても、それを当初の目的に入れるというのが、少し考え方として難しいのかなとは思っております。どうしても目的外利用という考えの枠でいってしまいますと、こういった形になってしまうかなと思っております。

【関口委員】 承知しました。

【岸委員】 例えば戸籍とかだと、これ、大体被疑者の戸籍を捜査機関が取ることだと思うので、本人同意は多分取れないだろうみたいな。

【関口委員】 外部提供は少し難しいかなと思うのですね。

【岸委員】 そうですね。失礼しました。

【関口委員】 国立市外へは。

【中川委員】 税金というような、アスタリスクになっているようなものを。

【関口委員】 そうですね。

【岸委員】 なるほど。

【関口委員】 外部提供は、件数が多くても一件一件やはり確認するしかないですよ、やはり外に出すものなので。難しいですよ。

【中川委員】 でも、税法等の規定が多いので、やはり滞納処分とか、そういうようなものでしょうから。

【岸委員】 税法は、多分、全国各地でみんなやっているでしょうからね、確かに。

【事務局】 やはり近年多いのが保険の情報ですかね。健康増進課にいたのですがけれども、不正請求とか、勝手に、受診していないのに受診した形で、請求がなされる不正請求とか、そこが増えてきて、近隣でも捕まったお医者さんとかもいらっしゃるのですが、そういった照会というのは結構来しました。

また、もうランダムというか、一定期間分全部に情報提供依頼来たことがあって、それはお断りしたのですが、そういった事案というのが結構増えてきているのかなとは感じております。

【石居会長】 ほかにございますでしょうか。

では、こちらについては以上ということにしたいと思います。ありがとうございました。

その他、日程以外で……。

【事務局】 すみません。市役所のほうの関係なのですが、7月1日、明日付けで組織改正が起きております。当情報管理課、今までは情報システムも一緒だったのでありますが、情報システムが切り離されて、政策経営部のほうに、政策経営課に移りまして、情報管理課自体の名称が「文書法制課」という名称に変わります。係はそのまま文書法制係という形になります。メールアドレスが変わりますのでよろしく願います。

【事務局】 7月1日から今までのアドレスが使えなくなってしまうので、本日よりでも新しいアドレスをお送りさせていただきますので、今後はそちらを御使用いただければと思います。よろしく願いいたします。

【石居会長】 承知しました。ありがとうございました。

ほかはよろしいでしょうか。

では、そうしましたら、この先3回分の日程調整をご確認したいと思います。

(日程調整)

【事務局】 はい。また御連絡をさせていただきます。よろしく願いいたします。

【石居会長】 よろしいですかね。

そうしましたら、少し長くなりましたが、今日の審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

— 了 —